

危険物新聞

第 5 2 6 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

編集 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町 1 丁目 5 - 7
四つ橋ビル

TEL (531) 9 7 1 7・5 9 1 0
定価 1部 60円

第 3 回 危険物取扱者試験 12月14日 大阪府大で

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、平成9年度第3回危険物取扱者試験を12月14日に、堺市内の大阪府立大学において下記のとおり実施する。特に、今回は願書受付場所が新しい所になっているので注意のこと。

試験日	12月14日(日) ・乙種4類(午前・午後) ・甲種、4類以外の乙種、丙種(午後)
試験会場	大阪府立大学(堺市)
願書受付日	11月13日(木)、14日(金)
願書受付場所	大阪府職員会館(新別館・北館4F) (地下鉄「谷町4丁目」下車、1A出口を北へ2分)

※試験当日の試験会場集合時間は、午前は9時30分、午後は1時となっている。

土曜・休日コースは電話予約を

土曜コース(定員140名)、休日コース(定員70名)については電話による予約を行っている。

受講希望者は、電話(06-531-9717)で10月31日までに(ただし、満席になり次第締め切り)予約されたい。

予備講習は泉佐野など10会場で 甲種は土曜日で実施

予備講習会は、例年どおり、大阪、堺、泉佐野、柏羽藤、茨木など10会場(8頁掲載)で実施する。

甲種は希望者の要望により、今回は、土曜コースとして実施する。

前号記載の受付日を訂正

都合により、先月号(525号)掲載の講習受付日時を、8頁の受付日程に変更したので注意されたい。

◇秋の全国火災予防運動◇

11月9日～11月15日

今年も、秋の全国火災予防運動が11月9日から11月15日までの一週間、全国で一斉に行なわれる。

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とし、引き続き「後期5ヶ年における住宅防火対策のあり方」(平成8年度住宅防火対策推進協議会決定)に基づき、高齢者等の死者を大幅に減少させることを目指している。

〈統一標語〉

“つけた火は ちゃんと消すまで あなたの火”



防火による快適環境づくりの
コアーは「セーフティ&アミニティ」です。

完成させています。

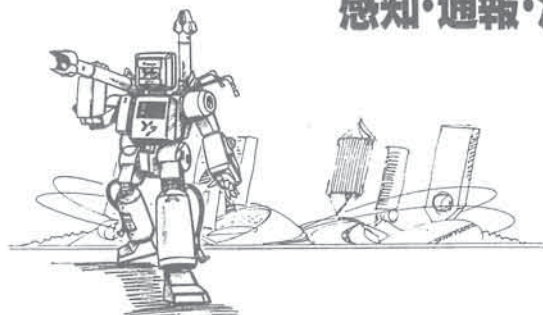
目的に沿った防災機器の研究開発をおこな
ヒューマンズとのシステムにて

安全確保のベースとして

総合防災メーカ「アマトロテク」は

常に「知る・知る・知る」を

防災設備は、さまざまな防災機器や
システムによる安全の構築です。



かんじる しらせる けす
感知・通報・消火

・アミトロテク

アマトロテク株式会社

本社 千537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代

東京本社 千108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代

札幌支店 千100 北海道札幌市中央区南一条西5-1-1 TEL.(011)231-1111

危険物規制の動向

「製造所等の設置又は変更の許可に係る
手続き等の簡素合理化について」

消防庁危険物規制課

1 はじめに

危険物の製造所等を設置し、又は変更しようとする者は、市町村長等に設置又は変更の許可を受けなければならないこととされており、設置又は変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められなければ使用してはならないこととされている。

これらの制度は、危険物の安全な貯蔵又は取扱いに関し必要かつ不可欠のものであるが、許可等にあたり必要以上の資料の添付を要求することは、申請者等に対して多大な負担を求めることとなり、望ましいものではない。このため、平成7年3月31日に閣議決定された規制緩和推進計画に、製造所等の設置又は変更の許可申請に係る添付書類の削減等について措置することが掲げられた。これを受け、危険物保安技術協会に「危険物の規制事務に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）」が設置され、平成7年以降2年に渡り検討がなされた。「製造所等の設置又は変更の許可に係る手続き等の簡素合理化について」（各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知、平成9年3月26日付け消防危第35号。以下「35号通知」という。）は当該委員会の検討結果を受けて通知されたものである。

35号通知においては、設置又は変更の許可等において審査すべき事項を整理した上で、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準等を確認するために必要な添付書類及び記載事項の標準を明確にするとともに、審査にあたり必要事項が確認できる最小限の書類以外の添付を要しないものとし、完成検査において設置者等の行う自主検査の結果を活用することが可能であることを明確に示すことにより行政側及び申請者側双方の事務の更なる簡素化を図ることとされた。

また、35号通知では添付書類の標準を示すとともに、第1、1、(2)において「なお、審査に必要な事項は、製造所等の形態、規模、工事内容等により異なるため、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これにかかわらず更に簡素化することができるものであること。」とし、自主保安

体制等が十分に確立された事業所等からの申請や、工事内容が軽易な申請については更に簡略化することとしている。

この趣旨は同通知第2の完成検査における自主検査結果等の活用についても同じであり、第2、1、(1)において「自主検査等の活用にあたっては、市町村長等と申請者とは、あらかじめ完成検査において自主検査結果等により確認する事項について、十分に調整する必要がある。」とされ、申請者等の自主保安体制等の確立度合により自主検査結果等の活用については幅をもたせている。

2 申請書等の添付書類

(1) 設置（変更）許可申請（危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第4条及び第5条関係）

ア 基本的事項

35号通知では、設置（変更）許可申請書の添付書類について、以下のことを踏まえ、添付書類は審査にあたり必要事項が確認できる最小限のものとする旨示している。

(ア) 大型製造プラント等で多数の機器、配管等が設置される施設にあつては、申請者との事前の協議を踏まえ個別の記載ではなく、工程の概要を示す図（フロー図等）を活用したものとすること。

(イ) 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設で申請するものとし、他の施設においては、それぞれの施設の付属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものであること。

(ウ) 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付させるものとし、その他の図書の添付は要しないものであること。

(エ) 政令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。

(オ) 許可申請書には工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものであること。なお、仮使用のある場合は、(2)により行うこと。

(カ) 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所

等の許可申請書については、工事計画書及び工事工程表の添付は要さないものであること。

イ 添付書類の内容

35号通知では、添付書類のありかたと標準的な記載内容が示されている。当該添付書類には審査にあたり最低限必要な事項以外は記載する必要がないものであり、たとえばタンク構造図に液面計の取付位置や材質が記載されている場合には、改めて当該液面計の構造図の添付を求める必要はない。

また、「はじめに」に記述したとおり、設置(変更)許可申請の審査にあたり必要な事項は、製造所等の形態、規模、申請内容等により異なるため、製造所等の安全性等を確認できる場合には、これにかかわらず更に簡略化することができるものである。

なお、添付書類は、設計又は施工のために作成した図面、図書やカタログ等を活用することで差し支えなく、改めて書類を作成する必要はない。

(規則第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の位置、構造及び設備に関する図面並びに第 4 条第 3 項及び第 5 条第 3 項の図面の内容については 35 号通知第 1(2)アからカを参照されたい。)

(2) 仮使用承認申請(規則第 5 条の 2 関係)

仮使用承認申請書の添付書類は、「変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類」であり、以下の図書等以外の書類の添付は不要である旨明確にされた。

また、変更許可申請書に既に添付されている配置図等の図書を仮使用承認申請書に改めて添付する必要はないものとされた。

ア 仮使用の承認を受ける範囲の示された図面

イ 仮使用時における工事計画書、工事工程表、安全対策等に関する図書

なお、イの工事工程表には、工程毎の詳細を示す必要はなく、工事工程の重なり等により安全性が低下しないこと

を確認できるもので足りる。(例えば、消火設備の配管等のつなぎ込み等により一時的に消火設備等が使用不能となる等、別途安全対策を講ずる必要性の有無を確認するためのもの。)

(3) 完成検査前検査申請(規則第 6 条の 4 関係)

完成検査前検査申請書の添付書類は、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と同一の場合、完成検査前検査を受検するタンクの構造図が設置(変更)許可申請書に既に添付されていることから、完成検査前検査申請書に改めて図面を添付する必要はない。この場合において、製造所又は一般取扱所の複数の 20 号タンクについて完成検査前検査を受検する必要がある新設又は変更の工事が行われる場合には、検査対象の 20 号タンクを特定する必要があることから、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象の 20 号タンクが明確に特定できるタンク番号等を記載する。

なお、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と異なる場合には、完成検査前検査申請書にタンクの構造明細図書の写しを添付する必要がある。

(4) 完成検査申請(規則第 6 条関係)

完成検査申請書には一切の添付図書は要しないものとされ、「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(各都道府県知事あて消防庁次長通知昭和 57 年 1 月 19 日付け消防危第 10 号)」で示されていた完成検査申請書への特定設備検査合格証等の写しについても添付の必要はないこととなった。

3 完成検査の方法及び完成検査時の工所用架台等の取扱い

(1) 完成検査の方法

ア 基本的事項

「はじめに」に記述したとおり、申請者や工事の施工

 <p style="text-align: center;">HATSUTA</p> <p>株式会社 初田製作所</p> <p><small>大阪本社 〒573 大阪府枚方市船場田辺3-5 TEL: (0720) 56-1291 代 東京本社 〒1106 東京都港区芝大門2丁目7 TEL: (03) 3434-4941</small></p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原点はロスフリーベンションです。</p>  <p style="text-align: center;">ハツタは、あらゆるセーフティニーズにおこたえする企業をめざします。</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: 2em; font-weight: bold;">頑固な夢がある。 そこに。</p>
---	---	---

者等の知識、経験、技能等には大きな差があることから、設置者等が事前に実施した自主検査結果等の活用にあたっては、市町村長等と申請者等の間で完成検査における自主検査結果等により確認する事項について、あらかじめ十分調整する必要がある。

なお、工事中に市町村長等の立会い等により確認された事項については、当然のことながら完成検査時に改めて確認を要さないものである。

また、前記1(4)に記述したとおり、完成検査申請書にイに示す自主検査結果報告書等の添付は要さないものであり、完成検査時に検査員が現地で確認すれば足りるものである。

イ 自主検査結果の活用の内容

完成検査における自主検査結果の活用方法については、次に示すとおりであるが、これ以外の事項であっても、市町村長等の判断により自主検査結果を活用することができる。

(ア) 位置、構造及び設置（消火設備等を除く。）に係る事項

設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検査結果証明書（ミルシート）、検査記録写真等を活用することができる。

なお、自主検査結果の活用にあたっては、これらのすべてを必要とするものではなく、技術上の基準への適合状況が確認できる必要最小限のものとする必要がある。

(イ) 消火設備に係る事項

製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができる。

なお、工事規模等ごとの完成検査事項等については、次のとおりである。

a 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

技術上の基準の適合状況の確認のための性能試験等は、工事規模等により次のとおりであるが、市町村長等と申請者間において、適用する性能試験等についてあらかじめ十分調整しておくことが必要である。

(a) 消火設備の設置及び大規模な変更工事

消火設備の新規設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

(b) 中規模な変更工事

消火設備の中規模な変更工事（(a)及び(c)以外の変更工事）においては、原則として(c)に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができること。

(c) 小規模な変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができること。

b 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放射試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載するものとする。

(ウ) 警報設備及び避難設備に係る事項

検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。

(2) 完成検査時における工所用架台等の取扱い

完成検査時には、試運転等に備え工所用架台等を残置する必要がある場合がある。このことを踏まえ、これに関しては以下のように取り扱う必要がある。

ア 保有空地内に設けた工所用事務所及び保有空地内に置かれた工所用資機材については、完成検査時には撤去されている必要がある。

イ 完成検査後の試運転時に必要な工所用架台等は、完成検査時の撤去は要さないが、試運転後の撤去予定を完成検査時に確認する必要がある。

4 おわりに

以上のように35号通知においては、設置（変更）許可申請書等への添付図書の標準等と、完成検査での自主検査結果等の活用について示されたが、危険物規制に係る事務の簡素合理化を消防機関及び申請者等の双方にとって実効あるものとするためには、消防機関のみならず、申請者等も35号通知の趣旨を十分に理解し、適切な添付書類の作成と工事工程での適切な自主検査の実施と自主検査結果の記録が行われる必要がある。

危険物規制に係る事務の更なる簡素合理化のためには、危険物施設関係事業所のより一層の自主保安管理体制の確立が望まれるところである。

(財)全国危険物安全協会提供



寝屋川市防火協会
枚方市防火協会

共に創立45周年記念式典開催

寝屋川市防火協会では、10月7日(火)午後4時より、ウエディングパレス愛で、また枚方市防火協会では10月14日(火)午後3時より、枚方農協会館にて、それぞれ多数の来賓並びに会員の参加のもと創立45周年記念式典が開催された。

それぞれ来賓として、市長、市議会議長を始め、昭和60年より姉妹友好協会として提携・交流している青森県の八戸地域広域防火管理者協会会長などが出席された。

式典では、45年にわたる地域での防火活動の貢献を讃え市長並びに財大阪府危険物安全協会理事長から各防火協会に感謝状が贈られた。

また記念事業として各防火協会から広報活動機材が枚方寝屋川消防組合消防本部へ寄贈された。

続いて優良事業所等に対して協会長より表彰状と記念品が贈られ盛会裡のうちに終了した。

柏羽藤火災予防協会

危険物部会視察研修会開催

柏羽藤火災予防協会危険物部会(部会長・松尾 修)では、9月22日に部会員30余名が参加し、視察研修会を実施した。

ヒガシマル醤油樽では、醤油造りの四百年の伝統・作業工程を学び、播磨科学公園都市では、科学技術の発展、医療技術への応用など21世紀に向けての放射光の研究について説明を受け、非常に有意義な研修会となった。

保安講習予定表

(11月～2月)

◇その他・一般関係 (21会場)

回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
55	11月11日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
56	11月27日(木)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
57	12月2日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
58	12月4日(木)午後	大阪府商工会館	〃
59	2月4日(木)午後	大阪府商工会館	〃
60	2月6日(金)午後	大阪府商工会館	〃
61	2月9日(月)午後	弘谷ビル・東大阪	近鉄・大阪線・布施駅北口スグ
62	2月12日(木)午後	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
63	2月13日(金)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
64	2月16日(月)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
65	2月17日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅

- 注1. 保安講習の講義時間は3時間です。
(開講時間は、講習会場によって若干異なります。)
- 注2. 会場欄中の*印の会場は駐車可。
(ただし、堺市民会館は有料。)

〈平成10年度は、6月下旬より〉

平成9年度は、10年2月期をもって終了となるので受講対象者は注意されたい。

なお、平成10年度は10年6月下旬より実施の予定。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

大阪港咲洲トンネル 危険物積載車両通行禁止規制について

大阪市港区の築港地区及び住之江区の南港・咲洲地区を結ぶ「大阪港咲洲トンネル有料臨港道路」は、平成 9 年 10 月 17 日正午より供用を開始した。

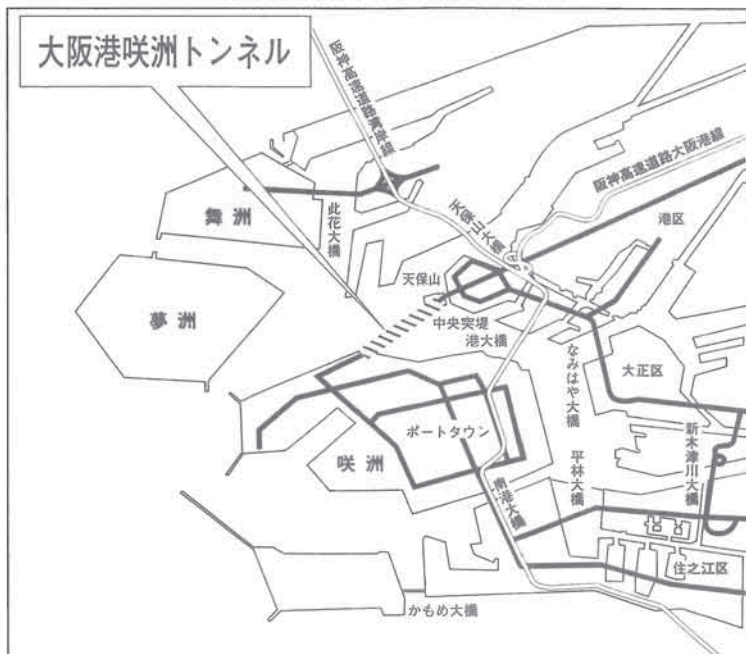
この有料道路は、大阪港の海面下を横断する海底トンネルであるが、トンネル内の交通の危険防止と施設及び構造の補全のため、道路交通法並びに大阪市港湾施設条例、同施行規則により、危険物積載車両の通行の禁止又は制限を内容とする通行規制を実施している。

なお、禁止又は制限をする品目・数量等については、内容のとおりである。

これは、現在、第 2 阪奈有料道路「阪奈トンネル」他で規制しているものと同内容である。

詳しくは、大阪府警察本部交通規制課(943-1234 内3997)または大阪市港湾局施設保全事務所(572-2634)までお問い合わせのこと。

危険物積載車両 通行禁止区間



- ※「大阪湾咲洲トンネル」は
- ①危険物積載車両・原動機付自転車・自動二輪車(125cc以下)・軽車両(自転車、荷車等)・歩行者が通行禁止。
 - ②危険物積載車両は、港大橋(阪神高速)、なみはや大橋等を通行のこと。

普通消防ポンプ車 MX-1

消防そして救助。
災害にも即応する資機材を搭載。

- MX-1専用キャブ、ハイルーフ&ワイドウィンド
- オートマチックトランスミッション
- フルパワーP.T.O.
- デジタル表示式集中コントロールパネル
- 動力式ホースレイヤー
- 吸管、各種放水器具、資機材をコンパクトに収納



MURITA

株式会社モリタ

本社 / 〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号 TEL (06) 756-0110 FAX (06) 754-3461



〈規制を受ける主な品目等〉

禁 止 品 目 (主な品名)	備 考
ジアゾジニトロフェノール・テトラセン等の起爆薬、ニトログリセリン・ニトログリコール等、硝酸エステル、煙火（がん具煙火を除く）、ニトロメタン等の爆発性物質。 塩化シアノゲン・シアン化水素・四アルキル鉛・クロルピクリン・二酸化窒素・ホスゲン等の毒劇物及び有毒性物質。 シラン・ジシラン・トリシラン・ホスフィンその他水又は空気と作用して、これらと同程度以上の発火性を有するもの。	左記の危険物を積載する車両は、全面通行禁止です。

制 限 品 目 (主な品名)	通行禁止数量	備 考
黒色火薬・無煙火薬・その他の火薬	10 kgを越えるもの	左記の数量に満たない数量を運搬する場合は、普通自動車及び四輪以上の小型自動車に積載し、かつ関係法令等の規定を遵守しているもの限り、通行することができます。
ダイナマイト・硝安爆薬・その他の爆薬	5 kgを越えるもの	
工業雷管・電気雷管・信号雷管	100個を越えるもの	
がん具煙火	その原料が火薬10 kg・爆薬5 kgを越えるもの	
アセチレン・エタン・塩化ビニル・ブタジエン・LPガス・水素・天然ガス・塩素・アンモニア・酸素等の圧縮ガス	標準状態(温度0℃ゲージ圧力0 kg/cm ²)におけるガス容量60 m ³ を越えるもの	
フッ化水素・けいフッ化水素酸・ジメチル硫酸・臭素等	1,000 kg以上のもの	
アセトン・ガソリン・その他の第一石油類	非水溶性液体 200 ℓ以上のもの 水溶性液体 400 ℓ以上のもの	
灯油・軽油・その他の第二石油類	非水溶性液体 1,000 ℓ以上のもの 水溶性液体 2,000 ℓ以上のもの	
マッチ	50 kgを越えるもの	

全面改訂新版発刊!!

四訂版

危険物法令の早わかり

神戸市消防局予防部危険物保安課 監修

●A4判/236頁 ●定価2,100円(税込)

今までのあなたの疑問をズバリ解決!!

危険物関係講習用
テキストに最適!!改正の概要を項目ごとにまとめ、
表や図を用いてわかりやすく解説

東京法令出版株式会社

〒534 大阪市都島区東野田町1丁目17-12
TEL.06-355-5226 FAX.355-5227

危険物取扱者予備講習ご案内

平成9年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	11月8日(土)、11月15日(土)、11月29日(土)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙種	1期	11月18日(火)、11月19日(水)	大阪府商工会館
	2期	11月20日(木)、11月21日(金)	大阪府商工会館
	3期	11月19日(水)、11月20日(木)	堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	4期	11月17日(月)、11月18日(火)	泉佐野市消防本部 (JR・南海りんくうタウン駅ヨリ10分)
	5期	11月25日(火)、11月26日(水)	柏原・羽曳野・藤井寺消防本部 (近鉄南大阪線古市駅ヨリ15分)
	6期	11月27日(木)、11月28日(金)	茨木商工会議所 (JR・阪急茨木駅ヨリスグ)
	土曜コース	11月15日(土)、11月29日(土)	9時10分～16時
休日コース	11月16日(日)、11月24日(休)、11月30日(日)	10時～16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)
丙種	11月28日(金)	9時～16時	大阪府商工会館

(注)甲種と乙種休日コースは3日間で、乙種(1期～6期)と土曜コースは2日間で1コースです。

2. 受付場所と受付日時(先月号と大巾に変わりました。)

- ①四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内をお願いします。
 ②各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当ててしていますので、満席の際は受付ができませんからご了承下さい。
 ③申込手続きは代理でも結構です。

受付場所	日時
茨木市消防本部内 (JR・阪急茨木駅より12分)	茨木市災害予防協会 10月24日(金) 午後1:30～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	(財)大阪府危険物安全協会 10月27日(月) 午前9:30～午後4:30 10月28日(火) 11月12日(水) (ただし、12日は乙種と丙種のみ)
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅南へ5分)	豊中防火安全協会 10月29日(水) 午前10:00～11:30
柏羽藤消防本部内 (近鉄・南大阪線古市駅ヨリ15分)	柏羽藤火災予防協会 10月30日(木) 午後1:30～4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 11月4日(火) 午前10:00～11:30
守口消防署 (地下鉄・守口駅前)	守口・門真防火協会 11月4日(火) 午後1:30～4:00
岸和田市消防本部内 (南海・岸和田駅ヨリ西へ10分)	岸和田市火災予防協会 11月5日(水) 午前10:00～11:30
泉佐野市消防本部内 (JR・南海りんくうタウン駅ヨリ10分)	泉佐野市火災予防協会 11月5日(水) 午後1:30～4:00
堺市高石市消防本部内(南海・港駅北へ6分・大浜南野)	堺市高石市防災協会連合会 11月6日(木) 午後1:30～4:00

3. 休日・土曜コースの申込方法

休日コース(定員70名)、土曜コース(定員140名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会費

会費には、各テキスト代を含みます。テキスト不要の場合は甲種、乙種2,000円減額(テキストは平成9年度用改訂版を使用)

種別	会員	会員外
甲種	16,800円	18,900円
乙種4類	12,600円	14,700円
乙種(土曜コース)	13,650円	15,750円
乙種(休日コース)	16,800円	18,900円
丙種	6,300円	7,350円

(注)1.消費税込の料金です。

2.大学、高校、各種学校の学生については、学生割引として会費は会員扱いとします。(申込時に学生証を提示のこと。)